

令和3年度  
長崎地方最低賃金審議会  
第2回専門部会

資 料

厚生労働省  
長崎労働局労働基準部  
賃金室

## 資 料 目 次

|      |   |   |   |
|------|---|---|---|
| 資料番号 | 1 | コロナ禍における最低賃金引上げを踏まえた<br>雇用維持への支援について（雇用調整助成金等による対応） … | 1 |
| 資料番号 | 2 | 業務改善助成金の要件緩和・拡充について ……………                             | 5 |
| 資料番号 | 3 | 事業再構築補助金の第3回公募における主な見直しについて ……                        | 9 |

報道関係者各位

令和3年7月30日

【照会先】

職業安定局 雇用開発企画課

課長：宮原 真太郎

課長補佐：古長 秀明

(代表) 03-5253-1111(内線 5816)

(直通) 03-3502-1718

## コロナ禍における最低賃金引き上げを 踏まえた雇用維持への支援について (雇用調整助成金等による対応)

(注) 以下は、事業主の皆様にご政府としての方針を表明したものです。施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での予定となります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって特に厳しい業況にある中小企業等による雇用維持のための取組の継続を促す観点から、新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金等の特例措置について、以下の対応をとる予定です。

(1) 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金について、年末までは、特に業況の厳しい企業への配慮を継続するとともに、助成率については原則的な措置を含めてリーマンショック時(中小企業：4/5 [9/10]、大企業：2/3 [3/4] (※1))以上を確保する予定です(※2)。なお、10月以降の助成内容については、雇用情勢を踏まえながら検討し、8月中旬に改めてお知らせします。

(※1) [ ]内は、解雇等を行わない場合

(※2) 上限額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)における「雇用調整助成金の特例措置等については、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく」との方針に従って対応。

(2) 業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、地域別最低賃金が引き上がる本年10月から12月までの3か月間、休業規模要件を問わずに支給する予定です。その概要は、別紙のとおりです。

(参考) 雇用調整助成金(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufu kin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufu kin/pageL07.html)

コールセンター 0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む

(事業主の方へ)

## 最低賃金を引き上げた中小企業における 雇用調整助成金等の要件緩和について

### 概要

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3ヶ月間の休業については、休業規模要件（1/40以上）を問わず支給する予定です。

### 対象となる条件

以下の①及び②の条件を満たす場合は、小規模の休業（1/40未満）も対象。

（例：10人規模の中小企業が20日の所定労働日数の月に、4人日分の休業を行った場合も対象）

$$4 \text{ 人日 (休業)} / 200 \text{ 人日 (10人} \times 20 \text{日)} = 1 / 50 < \text{休業企業規模 (1/40)}$$

- ① 令和3年10月から3ヶ月間の休業について、業況特例又は地域特例の対象となる中小企業（令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合に限る。）であること。
- ② 事業場内最低賃金（当該事業場における雇入れ3月を経過した労働者の事業場内で最も低い時間あたりの賃金額。地域別最低賃金との差が30円未満である場合に限る。）を、令和3年7月16日以降、同年12月までの間に、30円以上引き上げること。

※同一都道府県内に地域別最低賃金との差が30円未満である事業場が複数ある事業主は、最も低い事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、他の事業場もこの水準以上に引き上げる必要があります。

※就業規則その他これに準ずるものにより、当該引上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることを定める必要があります。

※当該引上げの実施日以降の休業について要件緩和が利用できます。

### 申請手続等

- 雇用保険被保険者、被保険者以外ともに、緊急雇用安定助成金として申請を行っていただきます。
- 緊急雇用安定助成金は、休業に対する助成となります。（教育訓練や出向は対象になりません。）
- 助成率や上限額は業況特例や地域特例と同じになりますが、10月以降の助成率等については8月中にお知らせします。
- 具体的な申請手続等は別途お知らせします。

お問合せ先 ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター  
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP

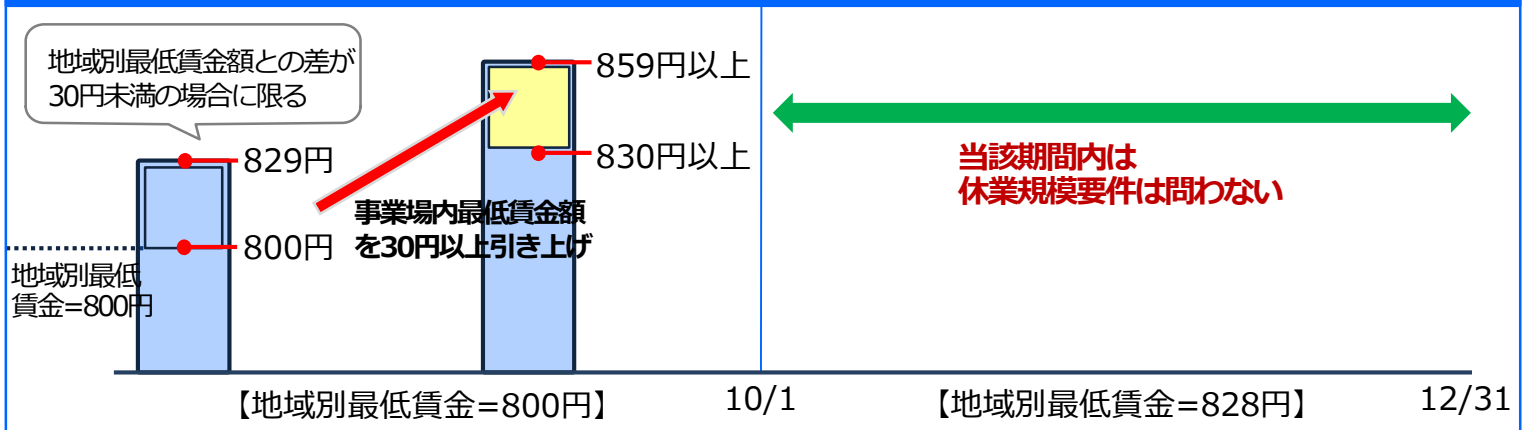


LL030730企01

(要件緩和の対象となるケースのイメージ)

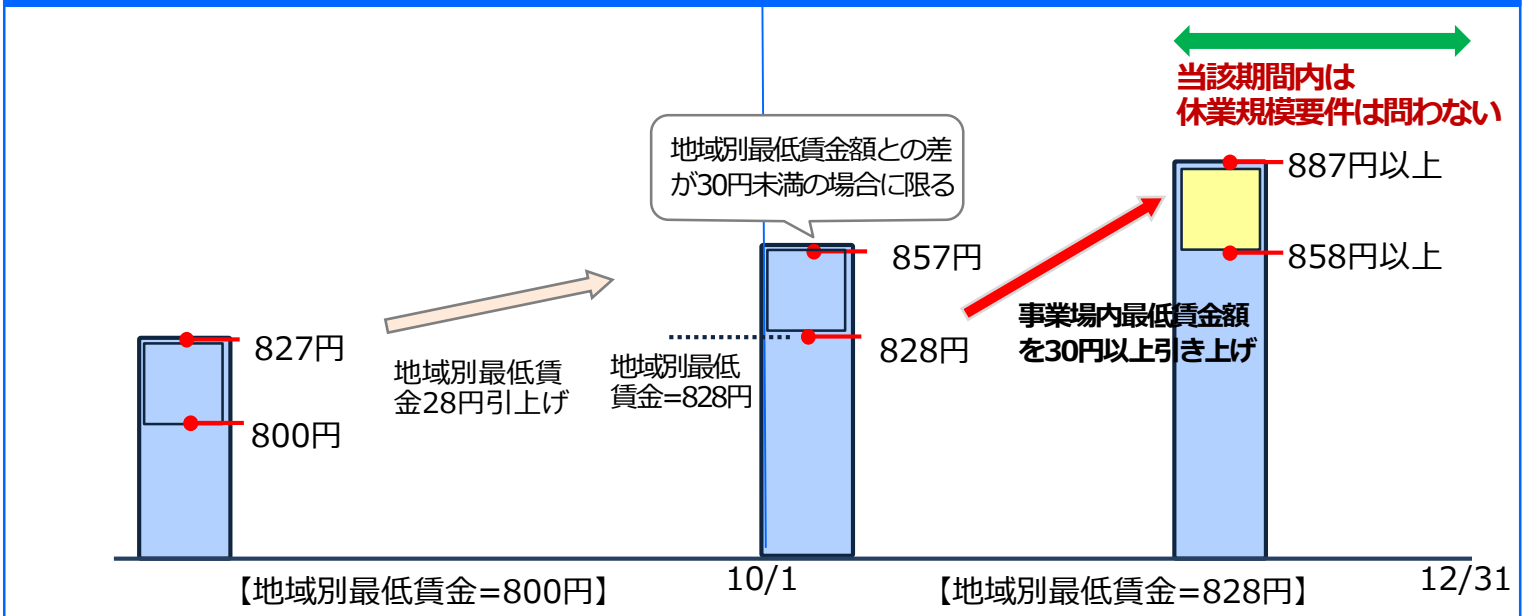
引上げ前の地域別最低賃金が800円。地域別最低賃金の引上げ額が28円。  
地域別最低賃金の引上げ日が10月1日の場合。

### (ケース1) 10月1日より前に事業場内最低賃金額を引き上げる場合



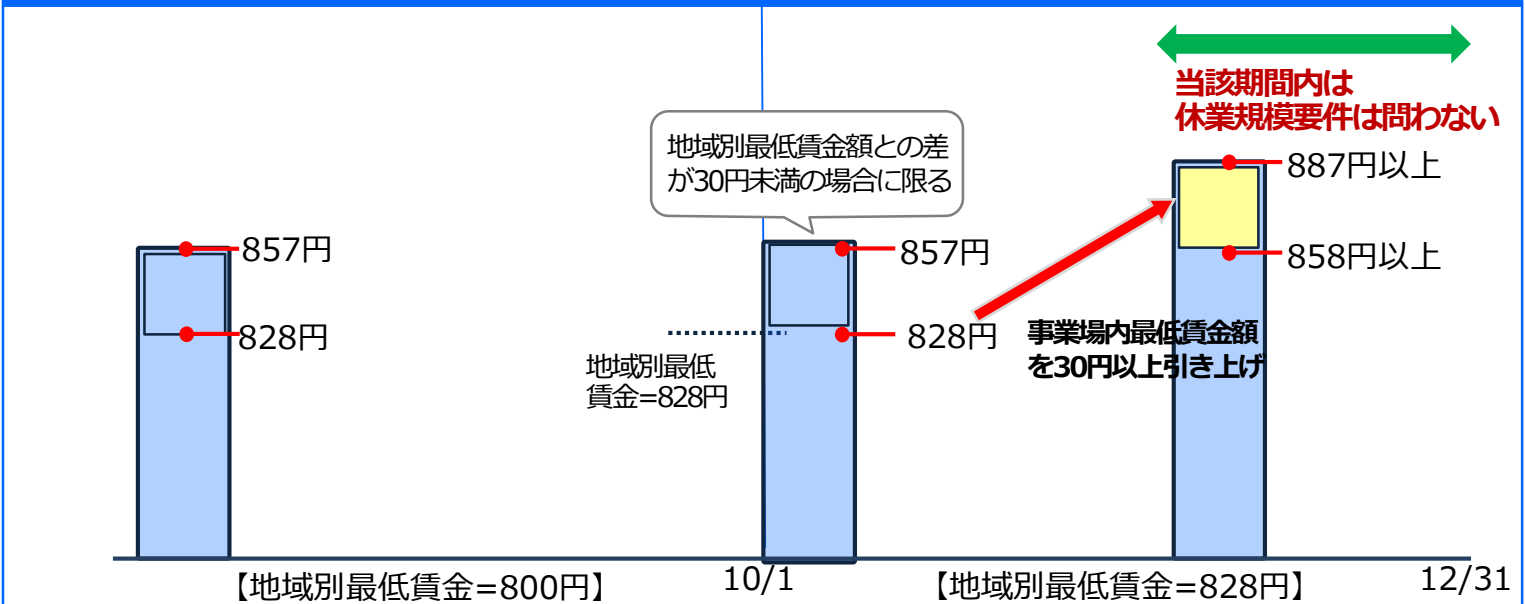
### (ケース2) 10月1日以降に事業場内最低賃金額を引き上げる場合

(10月1日より前の事業場内最低賃金額が、引上げ後の地域別最低賃金額を下回っている場合)



### (ケース3) 10月1日以降に事業場内最低賃金額を引き上げる場合

(10月1日より前の事業場内最低賃金額が、引上げ後の地域別最低賃金額以上の場合)



報道関係者 各位

令和3年7月27日

**【照会先】**

労働基準局賃金課

主任中央賃金指導官 小城 英樹

賃金・退職金制度係長 松浦 亮平

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5348)

(直通電話) 03 (3502) 6758

### 「業務改善助成金」の特例的な要件の緩和・拡充を8月から行います

厚生労働省は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図るため、「業務改善助成金」制度を設けています。このたび、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に業況が厳しい中小企業・小規模事業者に対して、8月1日から、対象人数の拡大や助成上限額の引き上げを行います。また、助成対象となる設備投資の範囲の拡大や、45円コースの新設・同一年度内の複数回申請を可能にするなど、使い勝手の向上を図ります。

この制度では、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性を向上するための設備投資などを行う中小企業・小規模事業者の皆さまにその設備投資などに要した費用の一部を助成しています。

詳細は、下記の「別紙」およびホームページをご覧ください。

また、ホームページの中に、制度の概要や申請書の記載方法などを解説した動画を掲載する予定です。

**【助成金制度の詳細はこちら】**

[2]業務改善助成金：中小企業・小規模事業者の生産性向上のための取組を支援

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/zigyonusi/shienjigyoku/03.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonusi/shienjigyoku/03.html)

**【添付資料】**

別紙 業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充

# 業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充

## 1. 特に業況の厳しい事業主※への特例

※前年又は前々年比較で売上等▲30%減

### ① 対象人数の拡大・助成上限額引上げ

現行では、賃金引上げ対象人数について、最大「7人以上」としているところ、最大「10人以上」のメニューを増設し、助成上限額を450万円から600万円へ拡大。

| 賃金引上げ労働者数          | 20円コース      | 30円コース       | 45円コース<br>(新設) | 60円コース       | 90円コース       |
|--------------------|-------------|--------------|----------------|--------------|--------------|
| 1人                 | 20万円        | 30万円         | 45万円           | 60万円         | 90万円         |
| 2～3人               | 30万円        | 50万円         | 70万円           | 90万円         | 150万円        |
| 4～6人               | 50万円        | 70万円         | 100万円          | 150万円        | 270万円        |
| 7～9人               | 70万円        | 100万円        | 150万円          | 230万円        | 450万円        |
| <b>10人以上 (新設※)</b> | <b>80万円</b> | <b>120万円</b> | <b>180万円</b>   | <b>300万円</b> | <b>600万円</b> |

(※) コロナ禍で特に影響を受けている事業主（前年又は前々年比較で売上等▲30%減）に加え、事業場内最低賃金900円未満の事業場も対象。

### ② 設備投資の範囲の拡充

現行では自動車（特種用途自動車を除く）やパソコン等の購入は対象外。コロナ禍の影響を受ける中であっても、賃金引上げ額を30円以上とする場合には、以下の通り、**生産性向上に資する自動車やパソコン等を補助対象に拡充**。

- ・ 乗車定員11人以上の自動車及び貨物自動車
- ・ パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器（新規導入）



## 2. 全事業主を対象とする特例

### ① 45円コースの新設

現行で最も活用されている30円と60円の間にも**45円コースを増設**。選択肢を増やすことで使い勝手が向上。

### ② 同一年度内の複数回申請

現行では、同一年度内の複数回受給を認めていないが、年度当初に助成金を活用し、賃上げを実施した事業場であっても、10月に最賃の引上げが行われ、再度賃上げを行うケースが想定されるため、**年度内の複数回申請を可能とする**。

# 事業再構築補助金の第3回公募における主な見直しについて

## (1) 最低賃金枠の創設

最低賃金枠を創設し、**業況が厳しく** (※1)、**最低賃金近傍で雇用している従業員が一定割合以上** (※2) の事業者について、**補助率を3/4に引き上げ** (通常枠は2/3)、**他の枠に比べて採択率を優遇する**。

(※1) 通常枠の要件に加え、2020年4月以降のいずれかの月の売上高が対前年又は対前々年比で30%以上減少

(※2) 2020年10月から2021年6月の間で、3か月以上最低賃金 + 30円以内で雇用している従業員が全従業員数の10%以上

(※3) 従業員数規模に応じ、補助上限額最大1,500万円

## (2) 通常枠の補助上限額の見直し

最低賃金の引き上げの負担が大きい従業員数の多い事業者に配慮するため、**従業員数が51人以上の場合**は、**補助上限を最大8,000万円まで引き上げる** (従前は最大6,000万円)。さらに、**従業員数が101人以上の場合**には、**補助上限を最大1億円とする** (「大規模賃金引き上げ枠」の創設 (※))。

(※) 事業場内最低賃金及び従業員数の引き上げ要件あり

## (3) その他の運用の見直し

① 売上高10%減少要件の対象期間を**2020年10月以降から2020年4月以降に拡大**する (※)。

(※) ただし、2020年9月以前を対象月とした場合、**2020年10月以降売上高が5%以上減少**していることを条件とする。

② 売上高は増加しているものの利益が圧迫され、業況が厳しい事業者を対象とするため、売上高10%減少要件は、**付加価値額の減少でも要件を満たす**こととする。

③ 本補助金を活用し、新たに取り組む事業の「新規性」の判定において、「**過去に製造等した実績がない**」を「**コロナ前に製造等した実績がない**」に改める。



# 事業の再構築に挑戦する皆様へ

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための

## 企業の思い切った事業再構築を支援

(令和2年度3次補正予算 中小企業等事業再構築促進事業)

第3回公募から新しい類型が新設されました！

### 対象

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、以下の要件をすべて満たす中小企業等の挑戦を支援します！

#### 必須申請要件

1. (a) 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の合計売上高と比較して**10%以上減少**しており、(b) 2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して**5%以上減少**していること。  
※上記を満たさない場合には、次の項目を満たすことでも申請可能。  
(a') 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計付加価値額が、コロナ以前の同3か月の合計付加価値額と比較して15%以上減少していること。  
(b') 2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計付加価値額が、コロナ以前の同3か月の合計付加価値額と比較して7.5%以上減少していること。
2. 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、**一体となって事業再構築**に取り組む。
3. 補助事業終了後3～5年で**付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加**、**従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加**の達成。

#### 中小企業

**通常枠** 補助額 100万円～従業員数に応じて8,000万円  
補助率 2/3 (6,000万円超は1/2)

**卒業枠\*** 補助額 6,000万円超～1億円 補助率 2/3

\*卒業枠：400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業者等から中堅・大企業等へ成長する事業者向けの特別枠。  
※中小企業の範囲は、中小企業基本法と同様。

#### 中堅企業

**通常枠** 補助額 100万円～従業員数に応じて8,000万円  
補助率 1/2 (4,000万円超は1/3)

**グローバルV字回復枠\*\*** 補助額 8,000万円超～1億円 補助率 1/2

\*\*グローバルV字回復枠：100社限定。大きな成長を目指す中堅企業向けの特別枠。

## 緊急事態宣言特別枠

必須要件1.~3.を満たし、かつ緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1~8月のいずれかの月の売上が対前年または前々年の同月比で**30%以上減少**していること(※)。

(※) 売上の減少に代えて、付加価値額の45%の減少でも可。

補助額 従業員数**5人以下** : 100万円~500万円  
従業員数**6~20人** : 100万円~1,000万円  
従業員数**21人以上** : 100万円~1,500万円

補助率 中小企業**3/4**  
中堅企業**2/3**

## 最低賃金枠【新設】

必須要件1.~3.を満たし、かつ2020年10月から2021年6月までの間で、3月以上**最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員の10%以上**いること及び**2020年4月以降のいずれかの月の売上が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少**していること(※)。

(※) 売上の減少に代えて、付加価値額の45%の減少でも可。

補助額 従業員数**5人以下** : 100万円~500万円  
従業員数**6~20人** : 100万円~1,000万円  
従業員数**21人以上** : 100万円~1,500万円

補助率 中小企業**3/4**  
中堅企業**2/3**

## 大規模賃金引上枠【新設】

必須要件1.~3.を満たし、かつ補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3~5年の事業計画期間終了までの間、**事業場内最低賃金を年額45円以上**の水準で引き上げること及び補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3~5年の事業計画期間終了までの間、**従業員数を年率平均1.5%以上**(初年度は1.0%以上)増員させること。

補助額 従業員数**101人以上** : 8,000万円~1億円

補助率 中小企業**2/3**  
(6,000万円超は1/2)  
中堅企業**1/2**  
(4,000万円超は1/3)

## 中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

### 飲食業

#### 喫茶店経営

➡飲食スペースを縮小し、新たに**コーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売**を実施。

### 小売業

#### 衣服販売業

➡衣料品の**ネット販売**や**サブスクリプション形式のサービス事業**に業態を転換。

### 製造業

#### 航空機部品製造

➡**ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業**を新規に立上げ。

### 補助対象経費の例

建物費(建物の建築・改修等)、機械装置・システム構築費、技術導入費(知的財産権導入に要する経費)、外注費(加工、設計等)、広告宣伝費・販売促進費(広告作成、媒体掲載、展示会出展等)、研修費(教育訓練費等)等

【注】補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費、不動産、汎用品の購入費は補助対象外です。

- 7月30日、第3回公募を開始しました(申請受付は8月下旬開始予定)。締切りは9月21日です。
- 申請後、審査委員が審査の上、予算の範囲内で採択します。公募要領に記載されている審査項目や注意事項を確認の上、事業計画を策定してください。

※ 詳細は事業再構築補助金事務局ホームページをご確認ください。

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>

### お問い合わせ

事業再構築補助金事務局コールセンター【9:00~18:00(日祝日を除く)】  
<ナビダイヤル> 0570-012-088 <IP電話用> 03-4216-4080

※ **gBizIDプライム**の発行には、**数週間程度時間を要します**。本補助金の申請をお考えの方は**余裕をもったID取得の申請**をお勧めします。なお、申請×切りまでに取得が間に合わない方は「**暫定ID**」での申請も可能です(詳細は事務局HPもしくは公募要領をご覧ください)。

➡ <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※ 認定経営革新等支援機関をお探しの際は、検索システムをご活用ください。

➡ [https://ninteishien.force.com/NSK\\_CertificationArea](https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea)



事業再構築補助金事務局HP



令和3年8月3日(火)

# 長崎県内経済情勢報告

令和3年8月

財務省福岡財務支局 長崎財務事務所

〔問い合わせ先〕

財務省 福岡財務支局

長崎財務事務所 財務課

TEL 095-827-7095

FAX 095-811-7030

## 1. 総論

### 【総括判断】

「県内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあるなか、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直しつつある」

| 項目   | 前回（3年4月判断）   | 今回（3年7月判断）   | 前回比較 |
|------|--|--|------|
| 総括判断 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあるなか、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直しつつある | 新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあるなか、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直しつつある | →    |

（注）令和3年7月判断は、前回4月判断以降、足下（7月末）の状況までを含めた期間で判断している。

### （判断の要点）

個人消費は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直しつつある。生産活動は、緩やかに持ち直しつつある。雇用情勢は、一部に底堅さがみられるものの、感染症の影響により、弱い動きとなっている。

### 【各項目の判断】

| 項目   | 前回（3年4月判断）   | 今回（3年7月判断）                                    | 前回比較 |
|------|--|---|------|
| 個人消費 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあるなか、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直しつつある | 新型コロナウイルス感染症の影響により、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直しつつある | →    |
| 生産活動 | 緩やかに持ち直しつつある   | 緩やかに持ち直しつつある                                  | →    |
| 雇用情勢 | 一部に底堅さがみられるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、弱い動きとなっている             | 一部に底堅さがみられるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、弱い動きとなっている  | →    |
| 設備投資 | 2年度は減少見込み  | 3年度は増加見込み                                     | →    |
| 企業収益 | 2年度は減益見込み  | 3年度は減益見込み                                     | →    |
| 住宅建設 | 前年を下回っている  | 前年を上回っている                                     | →    |

### 【先行き】

先行きについては、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、感染の動向が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。

## 2. 各論

### ■ 個人消費 「新型コロナウイルス感染症の影響により、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直しつつある」

百貨店・スーパー販売額は、飲食料品は前年を下回っているものの、衣料品は前年を上回っていることなどから、全体として前年を上回っている。

コンビニエンスストア販売額は、前年を上回っている。

家電大型専門店販売額は、前年を上回っているものの、ドラッグストア販売額、ホームセンター販売額は、前年を下回っている。

乗用車新車登録・届出台数は、前年を上回っている。

観光は、主要観光施設の入場者数・主要地区の宿泊者数をみると、前年を上回っているものの、感染症の影響により、修学旅行客や観光客は低迷している。

(主なヒアリング結果)

- 催事の開催等により、売上は大きく落ち込んだ前年を上回ったものの、県独自の緊急事態宣言等の影響により、来店客数は減少した。宣言解除により、客足は戻りつつあり、業況は持ち直しつつある。(百貨店・スーパー)
- 巣ごもり需要も落ち着き、売上は前年を下回っているものの、コロナ禍前と同水準で堅調に推移している。(百貨店・スーパー)
- 感染症再拡大や県独自の緊急事態宣言の影響により、入館者は減少し、特に飲食店の売上は大幅に減少した。宣言解除後は、徐々に人の動きが戻り、衣料品や生活雑貨などの売上は増加しているものの、回復はやや鈍い。(複合商業施設)
- 感染症再拡大に伴う緊急事態宣言等の影響により、5～6月は、修学旅行が延期やキャンセルとなったほか、個人客も減少し、厳しい状況が続いている。宣言解除後も修学旅行や一般客の動きは鈍い。(宿泊)
- 7月から県民向けの宿泊割引が再開され、予約件数は増加しているものの、前年同時期ほどの勢いはない。感染リスクの懸念から、一部で近隣地への変更や日程短縮により、修学旅行をキャンセルする動きがみられる。(宿泊)
- 5月以降は、感染症再拡大の影響により、修学旅行客がキャンセルとなるなど、入場者は再び大幅に減少した。6月下旬から入場者は徐々に持ち直しているものの、コロナ禍前の5割以下の水準である。(娯楽)
- 4月中旬以降、感染症再拡大や県独自の緊急事態宣言等の影響により、観光客だけではなく一般の利用者も減少した。宣言解除後は、高校総体が開催され学生の利用者が増加するなど、業況は少しずつ改善している。(水運)

### ■ 生産活動 「緩やかに持ち直しつつある」

生産活動を主要業種でみると、電子部品・デバイスは、半導体需要の拡大により、持ち直している。はん用・生産用機械は、厳しい受注環境が続いており、生産高は減少傾向にある。大手造船は、受注残は減少傾向にあるものの、一定の操業を維持している。

- 半導体製造装置などの産業機器向け、空調等の生活家電など、全般的に受注が増加しており、生産はフル操業となっている。(電子部品・デバイス)
- 通信関連・自動車向けなどを中心に広範囲で需要拡大が継続しており、受注・生産量ともに増加し好調であることから、引き続き人員面・設備面の能力拡充を進める。(電子部品・デバイス)
- 受注環境は厳しい状況が続いており、今年度の生産高は前年度比漸減する見通し。(はん用・生産用機械)
- 昨年は新造船の商談が停滞していたが、受注は徐々に回復している。中国・韓国との価格競争など、厳しい受注環境は続いている。(造船)

■ **雇用情勢** 「一部に底堅さがみられるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、弱い動きとなっている」

有効求人倍率は底堅く推移しているものの、**新規求人数及び新規求職者数**は前月を下回っており、雇用情勢は新型コロナウイルス感染症の影響により弱い動きとなっている。

- 宿泊客の減少により、ホテルの休業中は、雇用調整助成金を活用しているほか、シフトを調整するなどして従業員の雇用を維持している。(宿泊)
- 業績が悪化したことなどから、今年度の新規採用は見送った代わりに、即戦力を確保するため、アルバイトを準社員に昇格させて対応した。(小売)
- 建設業では、新幹線長崎ルートや出島メッセ長崎等の駅周辺開発により、引き続き求人が増加している。(労働局)

■ **設備投資** 「3年度は増加見込み」 (全産業) 「法人企業景気予測調査」3年4-6月期

3年度の設備投資額(ソフトウェア投資額を含む、土地購入額を除く)は、製造業は前年比74.8%の増加見込み、非製造業は同17.7%の増加見込みとなっており、全産業では同54.2%の増加見込みとなっている。

■ **企業収益** 「3年度は減益見込み」 (全産業) 「法人企業景気予測調査」3年4-6月期

3年度の経常利益(「電気・ガス・水道業」及び「金融業、保険業」を除く)は、製造業は前年比32.1%の減益見込み、非製造業は同134.9%の増益見込みとなっており、全産業では同15.7%の減益見込みとなっている。

■ **住宅建設** 「前年を上回っている」

新設住宅着工戸数でみると、前年を上回っている。

(その他項目)

- 企業の景況感を法人企業景気予測調査(3年4-6月期)の景況判断BSIでみると、3年4-6月期は、引き続き「下降」超となっている。先行きについては、3年7-9月期は、引き続き「下降」超の見通しとなっている。
- 公共事業を公共工事前払金保証請負金額(3年度累計)でみると、前年度を下回っている。